

◇ 令和6年10月～12月の裁決事例

Q : 令和6年10月から12月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から令和6年10月から12月の裁決事例(国税通則法関係2件、法人税法関係2件、相続税法関係1件、徴収税法関係3件の8件)が公表されました。相続税法関係に、次のような裁決がありました。

この事案は、請求人が被相続人が受け取るべき損害賠償金の額が確定していなかったとして相続税の期限後申告をしたことについて、原処分庁が無申告加算税の賦課決定処分をしたことから、その取り消しを求めて争われた事案です。

請求人は、期限内申告書を提出しなかったのは、法定申告期限において、損害賠償金の額が未確定だったことから、全ての相続財産を反映した相続税の申告書を作成することができなかったためであり、故意によるものではない。したがって、期限内申告書を提出しなかったことについては、「正当な理由」があると主張しましたが、審判所は、法定申告期限において損害賠償金の額がいまだ確定していなかったとしても、請求人は、法定申告期限までに相続財産の額が基礎控除額を超えていることを把握しており、相続税の申告書を提出しなければならないと認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに提出しなかったのであるから、「正当な理由」があるとは認められないとして、請求人の主張を棄却しました。

